

令和2年度及び令和3年度 新保険料率（案）算定資料

【 目次 】

- 1 新保険料率（案） 1 頁
- 2 保険料率の算定について 2 頁
- 3 令和 2 年度・令和 3 年度の費用額及び収入額の内訳について 3 頁
- 4 令和 2 年度・令和 3 年度の保険料率の算出方法について 4 頁

令和2年度及び令和3年度の保険料率（案）について

1 新保険料率（案）

（1） 令和2年度及び令和3年度新保険料率（案）

均等割額	41,700円
所得割率	0.0796（7.96%）

※ 保険料率の算定内容については、2頁以降を御参照ください。

（2） 保険料の構成

保険料は、受益に応じて等しく被保険者に賦課される応益分（均等割）と、被保険者の保険料負担能力に応じて賦課される応能分（所得割）から構成され、被保険者個人単位で計算されます。また、保険料の賦課には限度額を設けており、平成20年度から23年度においては、1人あたりの賦課限度額を50万円、平成24年度・25年度においては55万円、平成26年度から29年度においては57万円、平成30年度・令和元年度においては62万円、令和2年度以降においては64万円としています。

（3） 現行保険料率と新保険料率（案）の比較

現行保険料率	
均等割額	41,700円
所得割率	7.86%



新保険料率（案）	
均等割額	41,700円
所得割率	7.96%

新保険料率では現行保険料率と比べ、均等割額が据置、所得割率が若干上昇します。

- ① 均等割額・・・同額
- ② 所得割率・・・0.10ポイント増

2 保険料率の算定について

保険料の賦課

高齢者の医療の確保に関する法律第104条により、市町村は、後期高齢者医療に要する費用に充てるため、保険料を徴収し、その保険料については、広域連合が保険料率を設定し、被保険者に対して保険料を賦課します。保険料率は、おおむね2年を通じ財政の均衡を保つことができるように設定しなければなりません。

賦課総額の算出

保険料率算定の基礎となる賦課総額は、令和2年度及び令和3年度の後期高齢者医療に要する費用の見込額の合計額（療養給付費等、審査支払手数料、葬祭費など）から、同2年度の収入の見込額の合計額（国・県・市町村の公費負担や後期高齢者交付金など）を控除して得た額（保険料収納必要額）を予定保険料収納率で除して算出します。

均等割額・所得割率の算出

算出した賦課総額は、均等割総額（被保険者に等しく賦課される均等割額の総額）と所得割総額（被保険者の保険料負担能力に応じて賦課される所得割額の総額）に按分され、その均等割総額を基に、被保険者個人ごとに賦課する均等割額を算出し、所得割総額を基に、被保険者個人ごとの旧ただし書所得（基礎控除後の総所得金額等）に乗じて所得割額を賦課するために用いる所得割率を算出します。

保険料等剰余金の活用

保険料上昇抑制財源として、剰余金、県が保有する財政安定化基金を活用できます。
 埼玉県後期高齢者医療懇話会からは、議論の結果として「令和2年度・3年度保険料率の改定に当たっては、剰余金を活用して低所得者に影響の大きい均等割額を現行の水準に維持すること。剰余金については、将来の保険料率の極端な上昇抑制のための財源として、なるべく確保すること。財政安定化基金は制度の安定的な運営及び広域連合の予想外の財政不足などへの備えとすること。」とした提言をいただきました。
 こうした意見を踏まえ、令和2年度・令和3年度については、均等割額が現行と同額となるよう、剰余金を152億円活用することとします。

3 令和2年度・令和3年度の費用額及び収入額の内訳について

令和2年度及び令和3年度の費用額合計		
内 訳	療養給付費等 (一部負担金を除く)	1,543,137,680 (千円)
	審査支払手数料等	3,627,245 (千円)
	財政安定化 基金拠出金	0 (千円)
	特別高額医療費 共同事業拠出金	726,059 (千円)
	健康診査委託料等	10,328,699 (千円)
	葬祭費	5,119,900 (千円)
費用額合計		1,562,939,583 (千円)

令和2年度及び令和3年度の収入額合計		
内 訳	国庫負担金 (高額医療費公費負担含む)	369,061,683 (千円)
	埼玉県負担金 (高額医療費公費負担含む)	128,446,357 (千円)
	市町村負担金	120,307,663 (千円)
	普通調整交付金	102,313,534 (千円)
	特別調整交付金	3,129,016 (千円)
	後期高齢者交付金	645,219,691 (千円)
	特別高額医療費 共同事業交付金	726,059 (千円)
	国の補助金	1,595,562 (千円)
	保険料等剰余金	15,200,000 (千円)
	収入額合計	

※ 年度別の費用額・収入額の内訳や見込方法、積算根拠については、別冊『令和2年度・令和3年度費用額及び収入額推計資料』を御参照ください。

4 令和2年度・令和3年度の保険料率の算出方法について

(1) 保険料収納必要額の算出

◆ 費用額合計 - 収入額合計 = 保険料収納必要額
 1,562,939,583 千円 - 1,385,999,565 千円 = 176,940,018 千円

(2) 賦課総額の算出

◆ 保険料収納必要額 ÷ 予定保険料収納率(※1) = 賦課総額
 176,940,018 千円 ÷ 99.31 % = 178,169,387 千円

※1 予定保険料収納率 = 特別徴収割合 + (1 - 特別徴収割合) × 普通徴収収納率
 過去の実績の平均特別徴収割合 (57.42%) 及び平均普通徴収収納率 (98.37%) から算出しています。

(3) 均等割総額及び所得割総額の算出

(賦課総額を、) 所得係数(※2)を用いて均等割総額と所得割総額の割合を算出(に按分)します。

◆ 所得割総額 : 均等割総額 = 1 - 1 ÷ (1 + 所得係数) : 1 ÷ (1 + 所得係数)
 1 - 1 ÷ (1 + 1.15654606088(※2)) : 1 ÷ (1 + 1.15654606088(※2)) = 54 : 46

◆ 均等割総額 178,169,387 千円 × 46 % = 81,957,918 千円

◆ 賦課総額 - 均等割総額 = 所得割総額
 178,169,387 千円 - 81,957,918 千円 = 96,211,469 千円

※2 所得係数 = 当該広域連合 1 人当たり所得額 ÷ 全国 1 人平均所得額
 ただし、令和2年度の所得係数の見込値

(4) 均等割額（被保険者個人単位）の算出

均等割総額 ÷ 令和2年度及び令和3年度の平均被保険者数の合計(※3) = 均等割額

81,957,918 千円 ÷ 1,965,320人(※3) = 41,702 円

※3 令和2年度平均被保険者数見込=964,861人、令和3年度平均被保険者数見込=1,000,459人
2か年度合計=1,965,320人

均等割額については、10円未満の値を切捨て、『**41,700円**』となります。

(5) 所得割率の算出

所得割総額 ÷ (2か年度分の旧ただし書所得の合計額 - 賦課限度超過額分の所得) = 所得割率

96,211,469 千円 ÷ (1,588,137,532千円 - 379,271,424千円) = 0.079588192905148

所得割率については、小数点以下第5位を切上げ、『**0.0796 (7.96%)**』となります。

(6) 被保険者1人あたりの保険料（所得割・均等割軽減前）の算出

賦課総額 ÷ 令和2年度及び令和3年度の平均被保険者数の合計 = 被保険者1人あたりの保険料

178,169,387 千円 ÷ 1,965,320 人 = 90,657円

上記の被保険者1人当たりの保険料は、均等割軽減を行う前の金額となっています。